

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第七号
経済産業省、国土交通省、環境省

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十八第一項の規定に基づき、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準を次のように定め、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準

産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準は、同項に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う成長発展事業適応により、当該認定事業適応計画の実施期間の終了の日を含む事業年度に、原則として当該認定事業適応事業者において、次に掲げるいずれかの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれることとする。なお、この告示において使用する用語は、産業競争力強化法において使用する用語の例による。

一 営業利益の額を総資産の額で除して得た値（以下この号において「総資産利益率」という。）が、当該認定事業適応計画を申請した日を含む事業年度の前事業年度（次号において「基準年度」という。）における総資産利益率を百分の五以上上回ること。

二 営業利益の額に減価償却費を加えて得た額を売上高の額で除して得た値（以下この号において「EB

「ITDAマージン」という。）が、基準年度におけるEBITDAマージンを百分の五以上上回ること。